

平成 25 年 10 月 29 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
電 話 番 号： (0 3) 5 7 7 8 - 4 6 0 0

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更について平成 25 年 11 月 26 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 26 日開催予定の第 9 回定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、平成 26 年 2 月 28 日（金）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式数	118,720 株
②今回の分割により増加する株式数	11,753,280 株
③分割後の発行済株式数	11,872,000 株
④分割後の発行可能株式総数	19,000,000 株

(注) 上記は平成 25 年 8 月末時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

- | | |
|---------|---------------|
| ①基準日公告日 | 平成26年2月10日(月) |
| ②基準日 | 平成26年2月28日(金) |
| ③効力発生日 | 平成26年3月1日(土) |

(4) 新株予約権行使額等の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年3月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額等	調整前行使価額等
第2回新株予約権	10,000円	100円
第3回新株予約権	10,000円	100円
第4回新株予約権	10,000円	100円
第8回新株予約権	25,000円	250円
第10回新株予約権	25,000円	250円
第14回新株予約権	25,000円	250円
第15回新株予約権	25,000円	250円
第16回新株予約権	12,010円	121円
第1回回転社債型新株予約権(第三者割当て)	47,550円	475.5円
第3回新株予約権(第三者割当て)	47,550円	475.5円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成25年11月26日開催予定の第9回定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年3月1日(土)

(ご参考)

上記の単元株制度の採用に伴い、平成26年2月26日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。
- ② 本定款の一部変更議案は、平成26年3月1日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第6条(単元株式数)を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株式の権利)を新設し、これらに伴い現行定款第6条以下の条数をそれぞれ繰り下げます。

- ③ また、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成 25 年 10 月 29 日開催の取締役会におきまして、平成 25 年 11 月 26 日開催予定の第 9 回定時株主総会で、本定款の一部変更議案が承認されることを条件として、平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
- ④ 現行定款第 5 条の変更、第 6、7 条の新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,900 万株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株式の権利)</u> 第 7 条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第 <u>6</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 <u>第 5 条の変更並びに第 6 条及び第 7 条の新設の効力発生日は平成 26 年 3 月 1 日とする。</u> 2 <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 11 月 26 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 3 月 1 日 (土)

以上